

保育士の配置基準の条例改正について

国の「こども未来戦略方針」において、幼児教育・保育の質の向上を目的とした保育士の配置基準の改正が行われることから、本市の関係条例も改正することになりました。

1 改正する条例

- ・岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（対象施設：保育園）
- ・岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（対象施設：こども園）
- ・岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（対象施設：豊富・形埜保育園）

2 改正内容

下記のとおり配置基準を改正します。

区分	現行の配置基準	改正後の配置基準
3歳児	おおむね18人につき1人以上	おおむね15人につき1人以上
4・5歳児	おおむね30人につき1人以上	おおむね25人につき1人以上

3 施行期日

令和7年4月1日

※ 保育の提供に支障がある場合は、当分の間、3歳児についてはおおむね18人につき1人以上、4・5歳児についてはおおむね30人につき1人以上とする。

4 その他

令和6年9月定例会に条例改正議案として提出します。